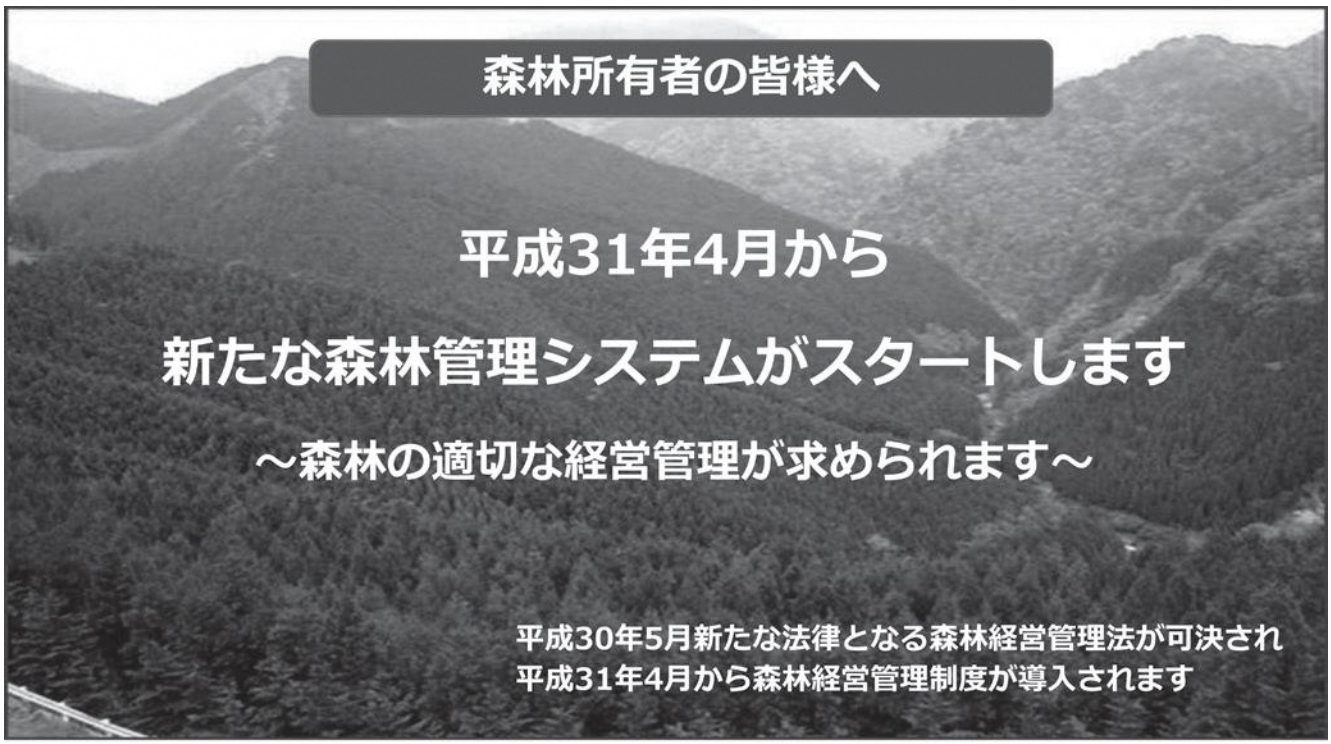

森林経営管理制度～新たな森林管理システム～の概要

これまでは森林所有者自ら又は民間事業者に委託し、山の経営管理

新たな制度を追加

経営管理が行われていない森林について
「市町村」が仲介役となって
森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築

林野庁資料より作成

①森林所有者は、山が手入れ不足とならないよう適切な森林の経営管理を行う「責務」が明確化されています。

②森林所有者自らが森林の経営管理ができない場合「市町村」が森林の経営管理の委託を受けます。

③林業経営に適した森林は「意欲と能力のある林業経営者」に再委託されます。

④再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林は、市町村が直接管理をします。